

■『『みどりのきずな』再生プロジェクト』構想

平成24年4月に野田内閣総理大臣は『『みどりのきずな』再生プロジェクト』構想として、災害廃棄物を再生・利用し、地域に安全と安心を与える海岸防災林を復旧・再生するプロジェクトを推進していくことを発表。

■これまでの対応状況

「第2回 災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」の結果を踏まえ、災害廃棄物の再生利用を促進するため、津波堆積物や瓦くずなど汎用性が低く、かつ品質が確保された再生資材についても盛土材として活用するための指導文書に関係県及び森林管理局に対して発出。

■今後の対応方向

災害廃棄物由来の再生資材を海岸防災林の盛土材として活用する段階へ移行。林務部局と廃棄物部局との間で資材の需要と供給のマッチングとともに、地域の合意形成を図り、工事に着手。

※災害廃棄物由来の再生資材の活用にあたっての基本的な考え方>

- ▶ 海岸部の生態系や漁業等への影響を踏まえ、分別・無害化し安全が確認された再生資材(コンクリートくず、陶磁器くず(瓦くず、れんがくず)、津波堆積物)を盛土材として活用。
- ▶ 木質がれきについては、自然木をチップ加工等を行ったうえでマルチング材等として活用。

※仙台市若林区荒浜の海岸防災林の復旧事業箇所状況



- 県(林務部局)、森林管理局は、環境省東北地方環境事務所に資材必要量等を情報提供し、再生資材の需給のマッチングを開始。
- 仙台市若林区荒浜の海岸防災林(3ha)の復旧事業について、5月11日に契約。本工事の実施に向けた仮設工事を実施中であり、コンクリートくず等の現場搬入に向けて最終調整中。なお、事業内容等について地元市町村等へ説明済み。